

## 酒類納入事業者支援金（月次支援金上乘せ枠）に関するよくあるご質問

### 目次

|   |   |
|---|---|
| 目次  | 1 |
| <b>1 制度について</b>   |   |
| Q1-1. 酒類納入事業者支援金（月次支援金上乘せ枠）を創設した趣旨を教えてください。   | 4 |
| Q1-2. 具体的には、月次支援金に対してどのような追加的な支援となるのでしょうか？  | 4 |
| Q1-3. 国の「月次支援金」の概要、申請受付時期を教えてください。  | 5 |
| Q1-4. 国の月次支援金に申請している場合でも、さらに県へ申請が必要ですか？   | 5 |
| Q1-5. 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施地域はどこですか？  | 5 |
| Q1-6. 令和3年4月以降、事業者支援等を目的とした支援金等には他にどのようなものがありますか？また、酒類納入事業者支援金（月次支援金上乘せ枠）との重複受給の可否を教えてください。 | 6 |
| Q1-7. 取引先となる「飲食店」はどのような条件がありますか？  | 7 |
| Q1-8. ホテルや旅館に酒類を納入している取引事業者は対象ですか？  | 7 |
| Q1-9. 緊急事態措置若しくはまん延防止等重点措置が実施されている県外の飲食店との取引は対象になりますか？                                      | 8 |
| <b>2 給付対象</b>   |   |
| Q2-1. 給付の対象となる酒類を納入する県内事業者とは？   | 8 |
| Q2-2. 「中小法人等」、「個人事業者等」とは具体的にどのような事業者ですか？  | 8 |
| Q2-3. 大企業は対象とならないのですか？  | 8 |
| Q2-4. 「反復継続した取引」とは、どの程度の取引実績が必要ですか？   | 9 |
| Q2-5. 県内に事業所（店舗）が複数ある場合は、すべての事業所で申請できますか？   | 9 |
| Q2-6. 本社は県外にありますが、販売場は県内にあり、岐阜県内の飲食店等へ酒類を納入しています。この場合、今回の支援金は給付されますか？                       | 9 |
| Q2-7. 岐阜県以外の店舗も含め、複数店舗を有しています。また、酒類販売以外の事業もあるのですが、月間の売上をどう申請すればよいのですか？                      | 9 |

|   |    |
|---|----|
| Q 2-8. 酒類部門の売上減少幅は大きいものの、その他の部門の売上が好調だったこともあり、法人（個人）全体としては、売上減少率の要件を満たしていません。この場合、酒類部門のみの売上で申請をしてもよいのでしょうか？ | 9  |
| Q 2-9. 酒類を販売しているスーパー、コンビニ、ディスカウントストアですが、支援金の給付対象となるのでしょうか？  | 10 |
| <b>3 給付要件</b>   |    |
| Q 3-1. 業績悪化を受け、廃業する予定です。この場合、今回の支援金は給付されますか？  | 10 |
| Q 3-2. まん延防止等重点措置に伴う休業・時短営業要請・酒類提供停止要請が出されていない市町村に所在する飲食店としか取引を行っていない場合、給付対象となるのでしょうか？                      | 10 |
| Q 3-3. 国の月次支援金の給付対象となっていますが、給付を受ける予定はありません。その場合であっても、支援金の給付対象となるのでしょうか？                                     | 10 |
| <b>4 申請関連</b>   |    |
| Q 4-1. 申請にあたっては、事前に税理士等の専門家によるチェックを受ける必要がありますか？   | 11 |
| Q 4-2. 給付の決定がされた場合、申請者にお知らせはあるのでしょうか？<br>また、給付の決定がされた場合は、お知らせはあるのでしょうか？                                     | 11 |
| Q 4-3. 一か月間お店を閉めていたため、売上が0の月があり、売上台帳を作成していません。どうすればよいのでしょうか？  | 11 |
| Q 4-4. 視覚や手指等に障がいがあり、宣誓・同意書等の自署の署名が必要な申請書類に、自署の署名ができない場合、どうすればよいのでしょうか？                                     | 11 |
| Q 4-5. 酒類を納入していた飲食店が廃業してしまいました。この店舗の名前を申請書に記載してもよいですか？  | 11 |
| Q 4-6. 申請書類はどこで入手できますか？   | 11 |
| Q 4-7. オンラインでの申請は可能ですか？   | 12 |
| Q 4-8. 申請書の提出はどのような方法がありますか？  | 12 |
| Q 4-9. 支援金はなるべく早く申請しないと無くなってしまいますか？   | 12 |
| Q 4-10. 当支援金を誤って受給した場合、どのようにすればよいですか？   | 12 |
| <b>5 添付書類</b>   |    |
| Q 5-1. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？   | 12 |
| Q 5-2. 通帳の写しはどの部分をコピーすれば良いですか？  | 12 |
| Q 5-3. 誓約書は自作のものでもよいですか？  | 13 |
| Q 5-4. 申請する際に添付する本人確認書類の写しとは何ですか？   | 13 |

|   |     |
|---|-----|
| Q 5 - 5. 本人確認書類としてマイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出してよいですか？  | 1 3 |
| Q 5 - 6. 障害者手帳や運転経歴証明書は本人確認書類として認められますか？  | 1 3 |
| Q 5 - 7. 確定申告書の写しはどのようなものですか？   | 1 3 |
| Q 5 - 8. 税務署に確定申告書を提出したが税務署受付印又は税理士の署名押印がない場合はどうすればよいですか？                                   | 1 4 |
| Q 5 - 9. 確定申告を e-Tax（国税電子申告・納税システム）で行った場合はどうすればよいですか？                                       | 1 4 |
| Q 5 - 10. 確定申告書の（写）を紛失した場合は、どうしたらよいですか？   | 1 5 |
| Q 5 - 11. 新規開業のため決算期や申告時期を迎えておらず、確定申告書の作成を行っていない場合はどうすればよいですか？                              | 1 5 |
| <b>その他</b>  |     |
| Q 6 - 1. 申請書は写しを取り保存した方がよいですか？  | 1 5 |
| Q 6 - 2. 飲食店等と取引をしていたことが分かる書類（「帳簿書類」（請求書、納品書、領収書等）、「通帳」（取引に関する入出金記録が記帳されたもの））は提出する必要がありますか？ | 1 5 |
| Q 6 - 3. 給付を受けた支援金は、課税対象ですか。非課税ですか？   | 1 5 |

## 【制度について】

Q1-1. 酒類納入事業者支援金(月次支援金上乗せ枠)を創設した趣旨を教えてください。

A. 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の長期化に伴い、飲食店の休業・時短営業、酒類の提供停止等の影響を受ける酒類販売事業者等を巡る状況は深刻化しています。このような状況を踏まえ、国は月次支援金制度への上乗せ措置の枠組みを示し、都道府県に対し、積極的な活用を要請しています

県内においても、8月、9月に発出された緊急事態措置及びまん延防止等重点措置による酒類の提供停止を伴う時短要請等に応じた飲食店と直接・間接の取引による影響を受けている酒類販売事業者等は特に厳しい状況におかれていることから、新たに月次支援金の上乗せ交付する支援金制度を創設しました。

Q1-2. 具体的には、月次支援金に対してどのような追加的な支援となるのでしょうか？

A. 酒類納入事業者支援金(月次支援金上乗せ枠)は、売上減少率に応じて、国の月次支援金(上限額、個人事業者等10万円、中小法人等20万円)に、「個人事業者等10万円、中小法人等20万円」(売上減少率50%以上の場合)、「個人事業者等20万円、中小法人等40万円」(売上減少率70%以上の場合)、「個人事業者等30万円、中小法人等60万円」(売上減少率90%以上の場合)を上限に上乗せをする制度となります。

| 売上減少率    | 50%以上                   | 70%以上                   | 90%以上                   |
|----------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 国の月次支援金  | 個人10万円、中小20万円           |                         |                         |
| 岐阜県の独自措置 | 上乗せ<br>個人10万円<br>中小20万円 | 上乗せ<br>個人20万円<br>中小40万円 | 上乗せ<br>個人30万円<br>中小60万円 |

\*金額は上限額

**Q1-3. 国の「月次支援金」の概要、申請受付時期を教えてください。**

A. 「月次支援金」は、令和3年4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、2021年（令和3年）の月ごとの売上が2019年（令和元年）又は2020年（令和2年）の同月比で50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対して給付されます。

国の「月次支援金」に関する相談窓口（8:30～19:00 TEL:0120-211-240）

ホームページ：<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/index.html>

**【月次支援金の概要】**

| 【月次支援金の概要】 給付対象 |   |
|-----------------|---|
| 主な要件 1          | 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けている事業者 |
| 主な要件 2          | 令和3年の月間売上が、令和元年又は令和2年の同月比で50%以上減少                   |



| 給付額：該当月の売上減少額 |  |        |          |
|---------------|--|--------|----------|
| 中小法人等         | 上限20万円/月                                     | 個人事業者等 | 上限10万円/月 |
| 申請受付期間        | 8月分：令和3年 9月1日～10月31日<br>9月分：令和3年10月1日～11月30日 |        |          |

**Q1-4. 国の月次支援金に申請している場合でも、さらに県へ申請が必要ですか？**

A. 改めて、県への申請が必要となります。

**Q1-5. 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施地域はどこですか？**

A. 令和3年8月～9月における緊急事態措置若しくはまん延防止等重点措置の実施都道府県は以下のとおりです。

| 緊急事態措置    |  |
|-----------|--|
| 8月、<br>9月 | 北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県 |

|            |   |
|------------|---|
| まん延防止等重点措置 |   |
| 8月、<br>9月  | 福島県（いわき市、郡山市、福島市）、富山県（富山市）、石川県（金沢市）、山梨県（甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、富士川町、昭和町、富士河口湖町、山中湖村）、香川県（高松市）、愛媛県（松山市）、高知県（高知市）、佐賀県、長崎県（長崎市、佐世保市）熊本県（熊本市）、宮崎県（宮崎市、日向市、門川町）鹿児島県（鹿児島市、霧島市、姶良市） |

Q1-6. 2021年（令和3年）4月以降、事業者支援等を目的とした支援金等には他にどのようなものがありますか？また、酒類納入事業者支援金（月次支援金上乘せ枠）との重複受給の可否を教えてください。

A. 事業者支援等を目的とした国、県の主な支援金等は次のとおりです。

<国>

| 名称               | 対象  | 申請期間                     | 重複受給 |
|------------------|---|--------------------------|------|
| 月次支援金<br>（4～9月分） | 飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により売上が50%以上減少した中小法人等・個人事業者等 | R3. 6. 16～<br>R3. 11. 30 | ○    |

<県>

| 名称                       | 対象  | 申請期間  | 重複受給                         |
|--------------------------|---|---|------------------------------|
| 売上減少事業者等<br>支援金          | 飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により売上が30%以上50%未満減少した中小法人等・個人事業者等<br><br>※ただし、4月については売上が50%以上減少していても、国の「月次支援金」の対象とならない場合は、県の支援金の給付対象となります。 | R3. 7. 28～<br>R3. 9. 30<br><br>R3. 10. 8～<br>R3. 11. 30 | 4～6月分<br>○<br><br>8、9月分<br>× |
| 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾） | 飲食店、遊興施設等   | [本申請]<br>R3. 10. 8～<br>R3. 11. 30                       | ×                            |

|   |   |                      |   |
|---|---|----------------------|---|
| 岐阜県大規模施設等<br>時短要請協力金<br>岐阜県大規模施設等<br>時短要請協力金（カ<br>ラオケ枠） | (1)建築物の床面積が1,000平方メー<br>トルを超える大規模施設<br>(2)上記(1)の一部を賃借し、分譲を受<br>けて自己の名義等で出店するテナント<br>等 | R3.10.8～<br>R3.11.30 | × |
| 飲食店・カラオケ事<br>業者支援金                                      | 重点措置区域内の終日酒類の提供を停<br>止した飲食店等、県内全域のカラオケ<br>設備の利用自粛を行った店舗の事業者                           | R3.6.1～<br>R3.7.31   | ○ |
| 酒類納入事業者支援<br>金  | 県内に本社又は販売場等があり県内の<br>飲食店等へ酒類を納入している事業者  | R3.6.1～<br>R3.6.30   | ○ |
| タクシー事業者及び自<br>動車運転代行事業者支<br>援金                          | 県内に本社又は営業所を有するタクシ<br>ー事業者、自動車運転代行事業者  | R3.5.26～<br>R3.6.30  | ○ |
| 県内宿泊事業者支援<br>金  | 旅館・ホテル営業、簡易宿所営業の許<br>可を受けている県内の施設を営む事業<br>者   | R3.5.27～<br>R3.6.28  | ○ |

**Q1—7. 取引先となる「飲食店」はどのような条件がありますか？**

A. 令和3年8月、9月に発出された緊急事態措置、まん延防止等重点措置により、酒類の提供停止を伴う時短要請等に応じた「飲食店」です。

※テイクアウト専門店、デリバリー専門店、キッチンカー、屋台ほか、スーパーやコンビニエンスストアのイートインスペースは対象外です。

**Q1—8. ホテルや旅館に酒類を納入している取引事業者は対象ですか？**

A. 日帰り客等の宿泊者以外にも利用するレストラン等で飲食を提供しており、当該事実を対外的に公表している場合は、時短要請等の対象となる飲食店に該当しますので、当該レストランと取引を行っている場合は対象となります。

宿泊客が利用する食堂や部屋食などの提供については、時短要請等の対象外ですので、宿泊客のみ利用するホテルや旅館と取引している事業者は当該支援金の給付対象外となります。

**Q 1—9. 緊急事態措置若しくはまん延防止等重点措置が実施されている県外の飲食店との取引は対象になりますか？**

A. 対象となります。

飲食店との取引事業者の中には、県外の飲食店と取引しているケースも見られることから、本支援金では、県外の緊急事態措置若しくはまん延防止等重点措置区域の飲食店との取引も対象になります。

## **【給付対象】**

**Q 2—1. 給付の対象となる酒類を納入する県内事業者とは？**

A. 岐阜県内に本店又は主たる事務所を有し、酒類の販売に必要な免許を受け事業を実施しており、8月、9月に発出された緊急事態措置若しくはまん延防止等重点措置による酒類の提供停止を伴う時短要請等に応じた飲食店と直接・間接の取引による影響を受けている県内酒類販売事業者です。

**Q 2—2. 「中小法人等」、「個人事業者等」とは具体的にどのような事業者ですか？**

A. 「中小法人等」、「個人事業者等」は、国の「一時支援金」及び「月次支援金」の制度創設にあたって定められたものです。

「中小法人等」とは、資本金等10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下の法人をいいます。（「中小企業基本法」の中小企業よりも広い定義となっています。）

「個人事業者等」とは、個人で開業している「個人事業主」や「フリーランス」などで、主たる収入を事業所得や雑所得・給与所得で確定申告している方をいいます。

なお、税務上、事業所得を得ておらず雑所得又は給与所得の収入として扱われる業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を主たる収入として得ている個人事業者等にあつては、被雇用者又は被扶養者ではないことが要件となります。

**Q 2—3. 大企業は対象とならないのですか？**

A. 大企業は対象となりません。



Q 2—4. 「反復継続した取引」とは、どの程度の取引実績が必要ですか？

A. 令和元年の対象月同月及び令和2年の対象月同月のそれぞれの期間において複数回の取引を行っていることを指します。ただし、契約形態等により、複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引がその事業の主たる取引となっていれば可とします。

Q 2—5. 県内に事業所（店舗）が複数ある場合は、すべての事業所で申請できますか？

A. 申請できません。

事業所（店舗）ではなく、事業者単位（「1法人あたり」、「1事業者あたり」）の申請となります。県内に事業所（店舗）が複数ある場合でも申請は1件となります。

Q 2—6. 本社は県外にありますが、販売場は県内にあり、岐阜県内の飲食店等へ酒類を納入しています。この場合、今回の支援金は給付されますか？

A. 給付対象となりません。

給付対象事業者は、Q 2—1に記載のとおり、岐阜県内に本店又は主たる事務所がある事業者となります。

Q 2—7. 岐阜県以外の店舗も含め、複数店舗を有しています。また、酒類販売以外の事業もあるのですが、月間の売上をどう申請すればよいですか？

A. 支援金は、店舗単位・事業単位ではなく、事業者単位で給付します。他の都道府県の店舗を含むすべての店舗かつ酒類販売業以外の他の事業を含むすべての事業の売上で申請してください。

Q 2—8. 酒類部門の売上減少幅は大きいものの、その他の部門の売上が好調だったこともあり、法人（個人）全体としては、売上減少率の要件を満たしておりません。この場合、酒類部門のみの売上で申請をしてもよいでしょうか？

A. 売上減少率は、特定の部門ごとではなく、法人（個人）全体での売上で計算しますので、法人（個人）全体としての売上減少率が給付要件を満たさなければ、対象外となります。

Q 2-9. 酒類を販売しているスーパー、コンビニ、ディスカウントストアですが、支援金の給付対象となるのでしょうか？

A. スーパー、コンビニ、ディスカウントストアの方も対象となりますが、上記Q 2-7のとおり、売上減少率は、特定の部門ごとではなく、法人（個人）全体での売上で計算しますので、法人（個人）全体としての売上減少率が給付要件を満たさなければ、対象外となります。

また、Q 1-7に記載のある飲食店と直接・間接かつ反復継続した取引をしている必要があります。

### 【給付要件について】

Q 3-1. 業績悪化を受け、廃業する予定です。この場合、今回の支援金は給付されますか？

A. 今後事業を継続する意思がない事業者は対象外となります。

Q 3-2. まん延防止等重点措置に伴う休業・時短営業要請・酒類提供停止要請が出されていない市町村に所在する飲食店としか取引を行っていない場合、給付対象となるのでしょうか？

A. 緊急事態措置若しくはまん延防止等重点措置に伴う休業・時短営業要請・酒類提供停止要請等が発出されていない地域に所在する飲食店としか取引を行っていない場合は、給付対象とはなりません。

Q 3-3. 国の月次支援金の給付対象となっていますが、給付を受ける予定はありません。その場合であっても、支援金の給付対象となるのでしょうか？

A. 国の月次支援金の受給を要件としていますので、給付対象となりません。

## 【申請関連】

Q4-1. 申請にあたっては、事前に税理士等の専門家によるチェックを受ける必要がありますか？

A. 専門家によるチェックは不要です。給付要件をご確認の上で、提出書類をご提出いただければ結構です。

Q4-2. 給付の決定がされた場合、申請者にお知らせはあるのでしょうか。また、給付の決定がされた場合は、お知らせはあるのでしょうか？

A. 給付の決定がされた場合、お知らせはしません。申請をいただいた振込先口座に支援金を入金しますので、ご確認をお願いします。  
不給付の決定がされた場合は、文書で不給付の旨及びその理由をお知らせします。

Q4-3. 一か月間お店を閉めていたため、売上が0の月があり、売上台帳を作成していません。どうすればよいのでしょうか？

A. 売上が0の月であっても、その旨を記載した売上台帳を作成いただき、ご提出ください。

Q4-4. 視覚や手指等に障がいがあり、宣誓・同意書等の自署の署名が必要な申請書類に、自署の署名ができない場合、どうすればよいのでしょうか？

A. 「〇〇 〇〇（代筆：△△ △△）」のように、ご自身のお名前に加えて代筆者名と代筆である旨を記載いただいた上で、ご自身の障害者手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）の写しを自署の署名が必要な書類（誓約書等）の後ろに添付してください。

Q4-5. 酒類を納入していた飲食店が廃業してしまいました。この店舗の名前を申請書に記載してもよいですか？

A. 構いません。

Q4-6. 申請書類はどこで入手できますか？

A. 岐阜県公式ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。また、県事務所の振興防災課（総合庁舎内）のほか、市町村役場において、所定の窓口に備え付けています。

Q 4－7. オンラインでの申請は可能ですか？

A. オンラインでの申請は受け付けていません。

Q 4－8. 申請書の提出はどのような方法がありますか？

A. 申請書類の提出は、郵送のみ受付します。提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡が可能な方法でお願いします。

なお、送料不足の場合は返送されます。その結果、提出期限に間に合わなかった場合は、不給付となりますのでご注意ください。

Q 4－9. 支援金はなるべく早く申請しないと無くなってしまいますか？

A. いいえ、そのようなことはありません。令和3年12月23日（木）までに提出してください。当日の消印有効です。

Q 4－10. 当支援金を誤って受給した場合、どのようにすればよいですか？

A. 給付要件を満たしていないにも関わらず当支援金を受給した場合は、速やかに返還を行っていただきます。返還については、相談窓口（コールセンター）までお問い合わせください。

## 【添付書類】

Q 5－1. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なっていてもよいですか？

A. 振込口座は必ず申請者名義の口座としてください。法人の場合は当該法人口座に、個人事業者の場合は当該申請者本人の口座に限ります。

Q 5－2. 通帳の写しはどの部分をコピーすればよいですか？

A. 金融機関名、口座名義人、口座番号、支店名が記載されているページをコピーいただき、提出してください。

Q5-3. 誓約書は自作のものでもよいですか？

A. いいえ。必ず様式3をご利用ください。

Q5-4. 申請する際に添付する本人確認書類の写しとは何ですか？

A.

【法人の場合】

・申請日から3カ月以内に発行された履歴事項全部証明書の写しを提出してください。

【個人の場合】

・氏名、生年月日、住所が確認できる書類の写しを提出してください。

具体的には、運転免許証（運転免許を自主返納した方などは、運転経歴書）、健康保険証、その他公的機関が発行した証明書などになります。

\*いずれの場合も、申請を行う月において有効なものに限ります。

Q5-5. 本人確認書類としてマイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出してよいですか？

A. 構いません。ただし、マイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出していた場合、表面（写真の面）のみコピーしてください。マイナンバーカードが記載された裏面のコピーは提出しないでください。

Q5-6. 障害者手帳や運転経歴証明書は本人確認書類として認められますか？

A. 障害者手帳や運転経歴証明書も本人確認書類として認められます。

（障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の総称。）

Q5-7. 確定申告書の写しはどのようなものですか？

A. 法人、個人事業者ごとに次の書類を提出してください。

※月次支援金（8月、9月）の申請時に提出したものと同一ものを提出してください。

<法人>

・法人税確定申告書別表一の写し

・法人事業概況説明書（1枚目及び2枚目）の写し

※令和元年度分、令和2年度分の双方を提出してください。

<個人事業者>

- ・ 所得税確定申告書B（第一表）の写し
- ・ 青色申告決算書又は収支内訳書（いずれも1枚目及び2枚目）の写し

※令和元年度分、令和2年度分の双方を提出してください。

<法人・個人事業者共通>

- ・ 確定申告書類は、税務署に提出したもの（税務署の收受印又は税理士の署名押印があるもの）の写しを提出してください。
- ・ 電子申告で提出した場合は、受信通知の写し（電子申告申請等完了報告書）と申告書（第一表・第二表）の写しの2点を提出してください。
- ・ 原則として、期限内申告したものの写しを提出してください。
- ・ 確定申告書の写しを提出いただく際はマイナンバー記載欄を黒塗りしてください。

**Q5-8. 税務署に確定申告書を提出したが税務署受付印又は税理士の署名押印がない場合はどうすればよいですか？**

A. 確定申告書の写しに加えて、お住まいの市町村で所得課税証明を発行していただき、提出してください。

なお、確定申告書と所得課税証明は、同一期間のもの（確定申告書と所得課税証明の営業（事業）所得金額が一致するもの）としてください。

※令和元年又は令和2年に所得税の確定申告の義務がなかった個人事業者については、住民税の申告書の控え（收受印のあるもの）でも代替可とします。

**Q5-9. 確定申告をe-Tax（国税電子申告・納税システム）で行った場合はどうすればよいですか？**

A. 税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時と受付番号が印字されていれば受信通知の写しは必要ありません。（受付日時と受付番号が印字されていない場合は、受信通知の写し（電子申告申請等完了報告書）を提出してください。）

ただし、「受付日時の印字」及び「受信通知の写し（電子申告申請等完了報告書）」がない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」を併せて提出してください。

また、「受付日時の印字」「受信通知の写し（電子申告申請等完了報告書）」「納税証明書（その2所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、次のとおりです。

法人の場合、税務署に開示請求し、確定申告の書類を再発行していただき提出してください。（法人の場合、市町村で課税証明書及び非課税証明書は出せない。）

個人の場合、提出する確定申告書類の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を併せて提出してください。

**Q 5 - 1 0. 確定申告書の（写）を紛失した場合は、どうしたらよいですか？**

A. 税務署に開示請求すれば、再発行できます。

**Q 5 - 1 1. 新規開業のため決算期や申告時期を迎えておらず、確定申告書の作成を行っていない場合はどうすればよいですか？**

A. 税務署へ提出した法人設立届、開業届の写しを提出してください。なお、税務署の受付印が押印されたもの、受付番号があるものの写しを提出してください。

**【その他】**

**Q 6 - 1. 申請書は写しを取り保存した方がよいですか？**

A. 提出書類は返却いたしませんので、必ず写しを取り保存してください。  
なお、申請書や申請書に添付する書類については、調査等の為に提出を求める場合がありますので、求めに応じて速やかに提出できるように適切に保存（7年間）してください

**Q 6 - 2. 飲食店等と取引をしていたことが分かる書類（「帳簿書類」（請求書、納品書、領収書等）、「通帳」（取引に関する入出金記録が記帳されたもの））は提出する必要がありますか？**

A. 申請時に提出する必要はありません。  
ただし、調査等のため、これらの書類の提出を求める場合があります。  
求めに応じて速やかに提出できるように7年間保存してください。

**Q 6 - 3. 給付を受けた支援金は、課税対象ですか。非課税ですか？**

A. 本支援金は、中小企業等であれば法人税、個人事業者等であれば所得税の課税対象となるものと考えております。詳しいことについては、お手数ですが、お近くの税務署等に御確認ください。